

(基本方針)

・4 ページ,下から 2 段落目:「G7 農業大臣会合や A P E C 林業担当大臣会合等において、違法伐採の根絶に向けた取組が課題として取り上げられており」

>「違法伐採の根絶」の次の目標として「森林減少抑制」や「持続可能な森林経営・管理の実現への貢献」を掲げ、本方針に明記すべきである。なぜなら「その視点のみでは森林減少は止まらない」という認識に基づき、EUTR から EUDR にグレードアップした欧州をはじめとする国際社会の動きとの乖離は大きく、国際社会に後れを取るのみならず、足を引っ張ることもつながってしまう懸念が残る。

・5 ページ,2 法第二条の対象となる木材等:

>「木質ペレット、チップ及び小片」からより具体的な表記に変更されたが、変更の意図・目的について補足文書等での詳細説明が示されるべきと考える。

・6 ページ,最後の段落:「国内市場における木材流通の最初の段階において、合法性が確認できた木材のみが取り扱われる」

>方向性において曖昧さがやや解消されたが、国会答弁にあったタイムライン「合法性確認を令和 10 年度に 100%にする」が明記されておらず、明記すべきである。具体的なタイムラインと数値目標は事業者の取組を促す上で不可欠である。

・7 ページ,下から 2 段落目:「譲受け等をする木材等について原材料情報（法第六条第二項の原材料情報をいう。以下同じ。）の収集等をし」

>合法性等の確認において義務付けされた行為の記述で、「譲受け等の際に供給者に対して合法証明等の情報を求めること」が含まれているのか不明確であり、明記すべきである。なぜなら法律第九条で、素材生産販売事業者は「木材関連事業者の求めに応じ」とし、木材関連事業者が求めることが前提になっているため、同事業者が「求める」ことも義務と考える。

・7 ページ,最後の段落:「複数の証明書等を入手できるときには」

>「書類が入手できればよい」という概念が根底にあると考えられ、本来のリスク評価の概念に基づき、「リスクが高く、緩和・軽減できなければ回避する」という記述にすべきである。「複数の書類が入手できればよい」という安易な解釈を容認しないよう、リスク評価の結果を優先する判断が必要であることを記述すべきである。

・8 ページ,前頁からの続きの最初の段落:「違法伐採リスクに応じた合法性の確認を行うこと」

>本来のリスク評価手法に基づく判断、つまり「リスク評価の結果、リスクが高く、さらにリスク軽減・緩和措置を実施してもリスクが軽減・緩和できない場合は回避する」旨を明記すべきである。なぜならリスク評価に関する記述とも読めるが、違法伐採リスクの高いものを「回避する」ことが明記されていないことは、つまり事業者が「リスクを取る」ことが前提になっているとも読め、曖昧さは残すべきではない。

・8 ページ,下から 2 段目:「木材関連事業者の取組が消費者等に伝わること等が重要」、「必要な記録の作成・保存及び情報の伝達に関する措置を講ずるよう努めるものとする」

>「消費者等に伝わること等が重要である」との記述について、最も効果的なのは消費者を顧客としている小売業等が合法性確認に関する情報を供給者に要求することであるため、その旨明記すべきである。なぜなら「消費者等に伝わること等が重要である」についての課題認識が十分でない。消費者を顧客としている小売業等が、合法性確認に関する情報等を供給者に求めることこそが、消費者に伝わる最も効果的な方法である。その行為を小売業者に課すべきである。

・8 ページ,最後の段落:「譲受けを行った木材等を原材料として製造等された全ての木材等について」

>情報伝達について、すべての取り扱い木材製品に関して行うことが明記されているが、本行為に関して第一種木材関連事業者は義務化されたが、第二種に対しては曖昧であるため、より具体的に明記すべきである。第二種木材関連事業者の情報伝達行為が義務化されなければ、消費者に適切に情報は伝達されず、本行為は義務化すべきである。

・9 ページ,上から2段落目:「人権の尊重及び持続可能性の確保に係る木材関連事業者の自発的な取組を促す観点から」

>「人権の尊重」、「持続可能性の確保」について、自発的な取組を促すにとどめず、法的拘束力を持つ「取組目標」に位置付けるべきである。国が情報提供するのみでは、事業者にとって何の取組根拠にもならない。「人権の尊重」、「持続可能性の確保」の重要性は国際社会の共通認識であり、たとえ努力目標であっても「人権の尊重」や「持続可能性の確保（持続可能な森林経営・管理）」に関する具体的な取組を法の枠に盛り込むべきである。

・10 ページ,最初の段落2文目:「違法伐採に係る木材等を利用しないための措置を行うよう努めるものとする」

>当該措置に関しては、基本的な方針、つまり「リスク評価の結果、リスクが高く、さらにリスク軽減・緩和措置を実施してもリスクが軽減・緩和できない場合は回避する」が不可欠であり、その旨を明記すべきである。施行規則第四条一項二号に関連した規定が提示されているが、依然として表現には曖昧さが残り、事業者による適切な取組を促すには十分ではない。

・14 ページ,旧の(2)ロ:「合法性の確認ができない木材等を取り扱わないこと」

>本基本方針にこの記載はなく、記載を残すべきである。旧基本方針において、その記載の実質的な効用は低かったものの、「リスク評価の結果、リスクが高く、さらにリスク軽減・緩和措置を実施してもリスクが軽減・緩和できない場合は回避する」の記述に変更し、最終判断の一つに「取り扱わない」という選択肢があることを示すべきである。

・18 ページ,最初の段落:「消費者から合法伐採木材等が選好されていくことが重要である」

>法改正によって木材関連事業者に組み込まれた小売業に対して合法伐採木材等を選好することを具体的に規定、記述すべきである。消費者（最終消費者を含む）が合法伐採木材等を選好することが重要という課題認識であれば、最終消費者に譲り渡しをする消費者企業、つまり小売業に対して合法伐採木材等を選好することを具体的に求めなければならない。

(省令1：判断基準省令)

・ 第四条一項一号:

>合法性確認木材等でないものの使用について、必要な措置の検討のみが求められており、実質的にその使用について何ら問われていない。その使用禁止をすること、または基本方針などにおいてタイムラインを示し、使用を認めない方向性を示すことが必要である。なぜなら法改正を審議する国会答弁において、国は「取組目標として合法性確認を令和10年度に100%にする」としていたが、今回の案において、それは明記されていない。合法性確認木材等を100%にするのであれば、そうでないものを「いつまでにゼロにするのか」目標を示さない限り、事業者の取組は進まないと考える。

・ 第四条一項二号:

>合法性確認木材等でないものを供給者から調達した際は、供給者の見直しおよびその他の措置が求められているが、あいまいな表現なため、詳細な説明を示すべき。供給者の見直しは理解できるが、なぜ必要なのか、その他の措置とは何か、条文が意図する詳細な説明を補足文書等で示すべきである。

・ 第六条:

>本条文の対象が第一種、第二種のいずれを対象にしているのか、すべての木材等を対象にしているのか否か、また製品の譲り渡しの都度の伝達なのか否か、補足文章等において詳細な説明が必要である。製品ロット／荷受けごとに合法性確認木材等か否かを報告するような手順を示さないと、安易に「すべて合法です」といった伝達・公表になり、その理由・根拠を示す流れを阻害してしまう恐れがある。

・ 第六条四項:

>消費者への譲り渡しに関する規定 本改正法における「消費者」の定義には曖昧さがあり、個人レベルの最終消費者と事業者に含まれる消費事業者とでは、果たすべき道義的な責務は異なるため、事業者に含まれる消費事業者に対しては、本項目の対象外としてその旨明記すべきである。事業者に含まれる消費事業者、いわゆる小売業の木材・木材製品の購入に際しては、合法性確認等に関する情報を求めることを必須事項にすべきである。

(省令2：法律第三章省令)

・ 第三条二項:

>「通常用いている名称を記録すること」としているが、国が商取引で使用されている樹種名と学名との関連性に関する補足資料・情報を提供し、事業者の参照を促す、または学名での報告を求めるべき。通常用いている名称は事業者によってまちまちであることが予測され、国の集計作業時の効率・負担および結果の有効性を考慮すると、事業者が参照可能な補足資料・情報を示し、それに基づく報告を求めるべきである。

・ 第三条三項:

>法律法第六条第二項では「地域」と表現しているため、輸入材は原産国にとどめず、地域・

地方・州等、さらには林班/伐採地区（コンセッション名）まで、国産材は都道府県ではなくて市町村レベルまで、記載すること求めるべきである。違法伐採リスクが高い場合は原産国のみでは不十分で地域・地方、さらには伐採地区（コンセッション名）まで確認することが重要で、それはリスクの緩和・軽減にも活用できることを、補足文書等において詳細に説明すべきである。国産材も伐採届に記載されている市町村レベルまで求めるべきで、それは産地偽装等の抑制にもつながる。

・ 第五条一項三号:

> 「合法性確認木材等であるか否かの別、その理由その他の区分に応じて、分類又は整理」については、補足文書等において詳細な説明を示すべきである。「その理由その他の区分に応じて、分類又は整理」については国が様式を示し、その運用を促すことが不可欠である。

・ 第九条:

> 一定規模の事業者には報告義務を課すべく線引きを行うことは理解できるが、中小規模の事業者の取引に対しても、国が把握することは重要であり、負担増にならない程度の報告は求めるべきと考える。違法伐採リスクを考慮した場合、大規模事業者によるボリュームゾーンにおける取引よりも、中小規模の事業者による中小規模の取引のほうが、違法伐採リスクの高い木材・木材製品を取り扱う可能性が高いと考えられるためである。